

基本施策Ⅱ-1 安心して子育てができる環境づくり

すべての家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援の質と量の充実、母子の健康づくり、家庭の教育力の向上など、必要な施策に取り組みます。

具体的な施策① 子育て支援の質と量の充実

近年、核家族化や共働き世帯の増加などにより、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設や子育て支援サービスへの需要はますます増加し、多様化しています。

保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが質の高い幼児期の学校教育・保育を等しく受けられるよう、質と量の向上に取り組みます。

また、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、利用者の希望を把握しながら、多様な子育て支援サービス（地域子ども・子育て支援事業）の提供に努めます。

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

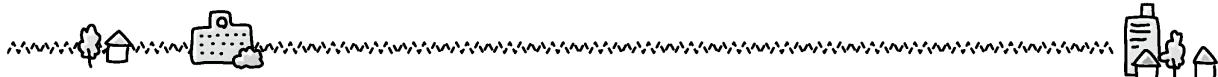
具体的な取組	内容	担当課
No.42 幼児期の学校教育・保育の質の向上	市全体の幼児期の学校教育・保育の質を向上させることで、子どもたちの健全な育成に寄与します。	
保育士・保育教諭の資質向上	幼児期特有のあそびを中心とした活動で教育・保育を展開できるよう、保育士・保育教諭を対象に研修を実施します。	こども教育課
保育士・保育教諭の適正配置	子どもと深く関わる保育士・保育教諭などの職員の配置を適正に行うことで、子どもたちの安全・安心、健全育成に繋げます。	こども教育課
保育士・保育教諭等相談支援事業	市内の園に勤務する保育士・保育教諭等を対象に保育内容について相談を受け、指導・助言することで、資質向上や離職防止に努めます。	こども教育課
No.43 幼保一体化の推進	すべての子どもが、質の高い幼児期の教育・保育を等しく受けられるよう、幼保一体化を推進します。	
認定こども園の充実	保育所と幼稚園の良いところを一つにした「認定こども園」の充実を図ります。	こども教育課
職員研修の実施	保育所・認定こども園の教職員を対象に、教育・保育に関する研修会を定期的に実施し、資質向上に努めます。	こども教育課
No.44 幼児期の学校教育・保育のあり方の検討	教育・保育の内容や施設のあり方等について総合的に検討することで、より良い教育・保育環境を提供します。	
子ども・子育て会議の開催	子ども・子育て支援事業計画の実施状況などを調査・審議とともに、子ども・子育て支援に関する事項について会議での意見を施策へ反映するよう努めます。	こども教育課
就学前教育・保育施設のあり方等の検討	保育所、認定こども園の定員や規模、あり方等に関して、総合的に検討します。なお、公立施設については施設の再編を進めます。	こども教育課



No.45 就学前教育・保育施設の整備	必要に応じて施設整備を進め、快適な保育環境を創造します。	
公立保育所・認定こども園の施設整備	児童数の変化や老朽化に応じ、保育所・認定こども園の改修を計画的に行います。	こども教育課
私立保育所等施設整備費補助事業	施設改修等に係る費用の一部を助成し、快適な保育環境の整備に努めます。	こども教育課

②多様な子育て支援の提供

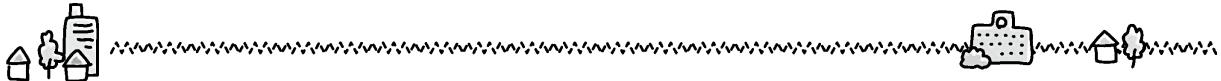
具体的な取組	内容	担当課
No.46 多様な保育サービスの実施	共働き家庭の増加に対し、様々な保育ニーズに対応するため、多様な保育サービスを提供します。	
延長保育事業	保護者からの保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育を実施します。	こども教育課
子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由によって児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設などで子どもの養育・保護を行います。	福祉総務課
一時預かり事業(幼稚園型)	保護者の就労等の事由による保育ニーズに対応するため、認定こども園の在園児（1号認定子ども）を主な対象とした一時預かり事業を実施します。	こども教育課
一時預かり事業(幼稚園型以外)	保護者の仕事・冠婚葬祭などの緊急の用事などで、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、子どもを保育所等で一時的に預かります。	こども教育課
休日保育事業	必要に応じて、日曜・祝日に保育を実施することで、多様化する保育ニーズに対応します。	こども教育課
No.47 ファミリー・サポート・センターの充実	育児や介護の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児や介護について助け合えるよう、コーディネートを実施します。	
相互援助活動の充実	依頼会員の援助依頼に対して、より迅速・確実に応えることのできる体制を構築するとともに、事業の周知に努めます。	ファミリー・サポート・センター
講習会等の充実	協力会員の養成と専門的な支援を行うための講習会を開催し、会員のスキルアップを図ります。	ファミリー・サポート・センター
ファミリー・サポート・センター援助活動サポート事業	自動車が必要となる援助依頼に対応するため、チャイルドシートやジュニアシートの貸し出しを行います。	ファミリー・サポート・センター
No.48 アフタースクール(放課後児童健全育成事業)の充実	放課後において、保護者が家庭にいない児童が安心して過ごせるよう、遊びと生活の場を用意して健全な育成に努めます。	
アフタースクールの施設整備	利用者の増加に対応するため、施設の適正な活用および維持管理に努めます。	こども教育課
職員研修の実施	定期的に研修を実施し、アフタースクール支援員等の資質向上を図ります。	こども教育課
No.49 病児・病後児保育事業の実施	病児・病後児保育施設で、病気中や病気からの回復期のため、保育所等や学校での集団生活が困難な子どもを保育します。	こども教育課



No.50 地域子育て支援拠点事業の実施	地域で気軽に親子の交流や子育て相談等ができるよう、児童館等での地域子育て支援拠点事業に取り組みます。	
つどいの広場事業	主に3歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集まり、交流する場を提供することで、子育て家庭の支援や地域での子育ての充実を図ります。	児童館
まちの子育てひろば	「まちの子育てひろば」を開設し、子育て中の親子の仲間づくりや情報交換が出来る場づくりを進めます。	社会福祉協議会
子育てサロン	子育て中の不安や孤立しがちな親子などが、気軽に参加できるサロンを開設し、保護者同士の交流を促進します。	社会福祉協議会
自主活動への支援	保護者等が主体的な活動を行えるよう、リーダーや支援ボランティアの育成に努めます。	児童館 社会福祉協議会
No.51 養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言など、必要な支援を行います。	福祉総務課
No.52 出産祝品支給事業の実施	新たに子どもを出産された保護者を対象に、出産を祝福するための祝い品を贈ります。	福祉総務課

③子育てに関する相談体制の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.53 きめ細やかな相談体制の充実	各種相談事業において、より利用しやすい雰囲気づくりや相談員の資質の向上を図り、きめ細やかな相談体制をつくります。	
家庭児童相談室	相談員を配置し、子育ての悩み、心配事について窓口や訪問、電話で相談に応じます。また多様化・複雑化した相談内容に対応できるように、相談員の資質向上に努めるとともに、必要に応じて専門機関との連携を図ります。	福祉総務課
子育て相談の実施	子育て中の親や子どもが集う施設において、相談を受けることができる体制を整えます。また、自然に悩みが相談できるような雰囲気づくりにも努めます。	児童館 認定こども園・ 保育所 社会福祉協議会
子育て何でも相談	発育発達・育児・栄養等の相談に対し、個々に応じてきめ細やかに対応するとともに、利用しやすい雰囲気づくりに努めます。歯科相談や母乳相談等の場を提供し、育児不安が軽減するよう支援します。	健康課
いじめ、不登校相談	いじめや不登校など、子どもの悩みや教育に関する悩みに指導主事等が相談に応じます。また、学校・家庭・関係機関との連携強化に努めます。	学校教育課
非行相談	青少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に相談活動を行います。	青少年センター
子どもの発達何でも相談	発育・発達や学校生活での悩みに対して、臨床心理士等が相談に応じます。	発達サポートセンター
各種相談窓口の連携強化	相談内容に応じた適切な支援が提供できるよう、保健、医療、福祉、教育部局が情報を共有し、一体的な相談体制づくりに努めます。	関係機関



No.54 子育て支援の総合的な窓口づくり	子育て支援サービス等に関する問い合わせに、一元的に対応するため、総合的な窓口を設置します。	
利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせて、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や相談・援助を行います。	こども教育課

具体的な施策2 母子の健康づくり

母子の健康増進は、生涯を通じて健康な生活を送るために欠かせないものであり、子どもの健やかな成長の基礎となっています。

しかし、近年では女性の出産年齢の上昇や子育てによるストレスの増大、食生活の乱れなど、母子を取り巻く環境には大きな変化が現れ、それらの問題に柔軟に対応するための取組が求められています。

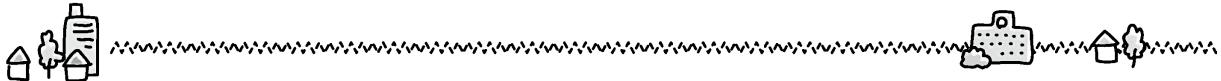
本市では、母子健康手帳交付時の個別指導や妊婦への訪問指導、両親への意識啓発を実施しています。今後も妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と、妊婦の不安解消に努めていく必要があります。また、健診の受診率の向上や、未受診者への支援の充実を図ります。

①母子の健康の確保

具体的な取組	内容	担当課
No.55 妊娠期からの一体的な支援体制づくり	妊産婦に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全な出産に向けた支援の充実に努めます。また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談に応じます。	
安心して出産を迎えるための支援	妊婦に対して、不安の解消のための知識の普及や相談体制を整備し、安全かつ安心な出産を支援します。また、医療機関等との連携を密にし、支援体制の強化に努めます。	健康課
母子健康手帳の交付および健康相談	妊婦の健康管理のため、母子健康手帳交付時に個別に面接し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。	健康課
妊婦訪問指導	妊娠や出産、育児に不安がある妊婦やハイリスク妊婦に対し、家庭訪問や電話による相談や指導を行います。	健康課
妊婦健康診査費助成事業	妊婦健診にかかる費用の一部について、助成を行います。	健康課
パパママクラス	妊娠・出産について正しい理解を促すとともに、妊婦体験や沐浴実習などの体験を通して夫婦それぞれの役割を再認識できるよう支援します。 また、地域での仲間づくりを促進します。	健康課
父親への子育て意識の啓発	パパママクラスへの父親参加を奨励し、両親の子育てについての意識を高めます。また、父子健康手帳を配付し、父親の子育て参加を進めます。	健康課



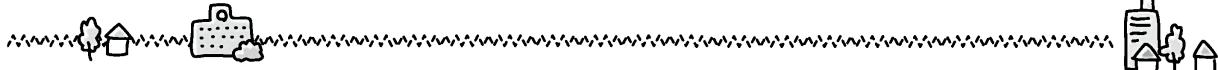
No.56 母子保健事業の充実		母子を取り巻く環境の変化にあわせて各種母子保健事業を充実させ、母子の健康保持・増進に努めます。	
各種健診・相談事業		疾病や発達の遅れ等の早期発見及び健やかな成長に向けた育児の支援を行い、母子の健康保持・増進に努めます。	健康課
特に支援が必要な子ども・家庭への指導		先天性異常、多胎児、障がいのある子どもなど、特に支援が必要とされる子どもとその家庭に対し、専門スタッフによる相談や訪問など、個々に応じたきめ細やかな対応を行います。ハイリスクケースについては、早期に関係機関と情報共有、連携強化を図るとともに、各機関の役割分担を明確にし、支援を行います。	健康課
乳幼児の事故防止の啓発		乳幼児健診等でのリーフレット配布や、ポスター掲示など、さまざまな機会を捉えて啓発活動を行い、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発を行います。	健康課
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問)		保健師等が全戸家庭訪問を行い、赤ちゃんの発育・発達の観察や、保護者への育児相談・指導等を行います。	健康課
低出生体重児訪問指導		低出生体重児の訪問指導を実施し、支援に努めます。	健康課
4か月児健診		小児科医師の診察、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講話をしています。	健康課
10か月児相談		身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談、離乳食講話をしています。	健康課
1歳6か月児健診		小児科医師の診察、歯科健診、身体計測、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、育児の負担感や発達に関する課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。	健康課
2歳児育児教室		歯科衛生士の歯磨きチェック・指導、身体計測、育児相談、栄養相談を行います。また、育児の負担感や発達の課題がある場合は、臨床心理士による助言を行います。	健康課
3歳児健診		医師の診察、歯科健診、身体計測、目と耳のアンケート、子どもの発育・発達の観察や育児相談、栄養相談を行います。さらに、言語発達の課題がある場合には、言語聴覚士による助言を行います。	健康課
5歳児発達相談事業		5歳になる子どもの保護者を対象に、就学に向けての準備や子育てについて考える機会が持てるよう支援します。	健康課
母子保健連絡会		母子保健に携わる関係機関（認定こども園、保育所、幼稚園、教育委員会、子育て関係機関）との連絡会を開催し、連携の強化を図ります。	健康課 福祉総務課 発達サポートセンター



No.57 歯科保健対策の推進	乳幼児歯科保健事業を充実させ、生涯を通じた歯の健康づくりを支援します。	
1歳6か月児、3歳児歯科健康診査の実施	1歳6か月児、3歳児歯科健康診査を実施し、歯科医師の診察、歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導を行います。	健康課
2歳児育児教室の実施	2歳児育児教室において、歯科衛生士による歯磨きチェックと歯磨き指導を実施します。また、栄養士による食事指導を実施します。	健康課
まちぐるみ総合健診時の歯科相談の実施	まちぐるみ総合健診時に歯科医師の診察、歯科衛生士の個別指導を実施します。	健康課
健康展等での歯科相談の実施	健康展等において、歯科衛生士による個別指導、相談を実施します。	健康課
No.58 感染症予防と予防接種の普及啓発	感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、予防接種事業は関係機関と連携し実施します。	健康課

②食育の推進

No.59 食に関する学習の機会づくり	各種教室・相談を通して、妊娠期からの食についての指導や、発達段階に応じた栄養指導を行い、健全な食習慣の推進を支援します。	
各種健診・相談事業における指導	4か月児健診時の離乳食講話、10ヶ月児育児相談において、離乳食についての理解を深められるよう、試食提供や講話・相談を実施します。	健康課
離乳食もぐもぐ教室	離乳食の進め方、調理方法をより具体的に理解してもらうため、実習を通じた指導を行います。	健康課
妊娠期の食生活についての指導	パパママクラスにおいて、妊娠期の食事についての講話（試食含む）を行い、家庭での食生活の大切さを十分伝え、実践できるように支援します。	健康課
No.60 関係団体との連携強化	加東市いづみ会（食生活改善推進員協議会）、認定こども園、保育所、小学校、子育てサークル等と連携しながら、子どもの正しい食習慣の定着を支援します。食育の日や、地産地消による家庭料理や伝統食の普及についても、連携を取りながら推進していきます。	健康課
No.61 市全体への食に関する意識啓発	各種事業（健診、相談、健康展、広報紙、ケーブルテレビ、リーフレット配布等）を通じ、健康づくりや食育についての情報提供を行い、食に関する意識啓発を行います。また、イベント等を通して地産地消や和食を推進します。 また、「食事バランスガイド」「食生活指針」「日本人の食事摂取基準」などを参考に、相談を実施します。	秘書室 まちづくり創造課 情報推進室 健康課 農政課



具体的施策3 家庭教育の学習機会の充実

核家族化や地域の人間関係の希薄化、親自身の規範意識の低下等を背景に、家庭の教育力の低下が指摘されています。今後も、講演会等の開催を通じて、子育て家庭への啓発に努めていきます。友人・知人への相談が多いことを踏まえて、学習や交流・体験等を通じた仲間づくりの場の創出に努めます。

また、「大学があるまち」の強みを生かすため、市と兵庫教育大学が中心となり「輝く加東まちづくりコンソーシアム」を設立しています。その一環として、市と同大学が連携して「子育て支援講座」を実施するなど、子育てや教育に関する知識を普及していきます。

①家庭の教育力の向上

具体的な取組	内容	担当課
No.62 家庭の教育力を育成するための啓発活動	子どもに対する教育のはじまりの場である家庭の教育力の向上のため、保護者への学習機会の充実や家庭教育に関する相談体制の充実を図ります。	
家庭教育の重要性の意識啓発	親の学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を見守る体制づくりにより、家庭教育の重要性を啓発します。	生涯学習課 学校教育課 こども教育課
子育て支援講座の開催	児童館等において大学教員を講師に子育てに関する講座を開催し、保護者への知識普及・向上に努めます。	こども教育課
子育て講演会・教育講演会等への支援	(生涯学習課) 親の学びの機会として、保護者向けの講演会を実施します。 (学校教育課) 家庭教育の重要性の意識啓発のため、保護者向けの講演会を実施します。	生涯学習課 学校教育課

具体的施策4 経済的支援

子育てには、養育費や教育費、医療費など、経済的負担が多く、支援を望む声が多くあります。特に近年の経済不況の影響により、子育てに係る経済的負担感が増加していることが想定されます。

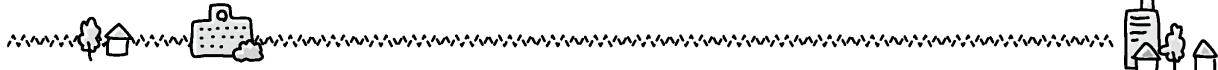
受益者負担の視点と低所得者への配慮を勘案しながら、より多くの子育て家庭の経済的負担感を軽減できる支援を提供する必要があります。

また、さまざまな機会を活用して、各種手当・制度の周知に努め、利用促進につなげていきます。



①子育て家庭への経済的支援

具体的な取組	内容	担当課
No.63 児童手当等の支給による経済支援	児童手当等の支給を通じ、子育て家庭における経済負担の軽減に努めます。	
児童手当の支給	0歳から中学校修了前までの児童を養育している方に対して手当を支給します。(所得制限有)	福祉総務課
乳幼児等・こども医療費の助成	乳幼児等・こども医療費の一部を助成します。(所得制限あり。ただし、0歳児については所得制限なし) 0歳から中学校3年生まで、外来・入院とも自己負担はありません。また、他の公費負担の医療制度の助成を受けた場合、自己負担額の助成を行います。	保険医療課
未熟児養育医療助成制度	医師が、入院による養育が必要と判断した未熟児に対して、保険適用となる入院医療費の自己負担額および入院時食事療養費に係る自己負担額の全額を助成します。	保険医療課
就学援助【再掲】	経済的理由によって就学困難と認められる小中学校の児童・生徒の保護者に対し、教育に係る費用の一部を援助します。	教育総務課
奨学金給付【再掲】	経済的理由等により高等学校への就学が困難な生徒に対して、一定額の奨学金を支給します。	教育総務課
遠距離児童生徒通学援助	加東市立の小学校に遠距離通学する児童の保護者に対して、通学費の一部を援助します。また、遠距離通学に該当する地域の児童・生徒の通学にスクールバスを運行します。	教育総務課
自転車通学ヘルメット購入費補助	加東市立の中学校に通学する生徒の保護者に対して、通学用ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。	教育総務課



基本施策Ⅱ-2 子育てと仕事の両立の推進

すべての人が、仕事と家庭の両立した「ワーク・ライフ・バランス」がとれた生活を送れるよう、働き方の見直しや、職場や家庭における男女共同参画の推進を図ることで、「結婚したい」「子どもを生みたい・育てたい」と思えるような環境づくりを目指します。

具体的な施策① 子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

多くの子育て家庭が直面する問題が、子育てと仕事の両立です。

かつては、父親が仕事をし、母親は家庭で家事・育児をすることが一般的でした。しかし、現在では女性の社会進出が進み、子どもをもっても働き続けることを希望する女性が増えています。

子育て中の労働者が仕事と子育てを両立できるよう、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりや職場への復帰支援など、子育て家庭に優しい環境づくりに取り組みます。また、男性の育児参加の促進のため、男女共同参画の家庭への啓発を図ります。

①子育てと仕事が両立できる環境整備の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.64 子育てしやすい職場環境づくり	仕事と生活のバランスが取れる、働きやすく子育てしやすい環境づくりについての意識啓発を行います。また、男女が共同して家庭責任を果たし、ともに自立した生活を送ることができるよう、家事・育児・介護などをテーマにした学習機会の提供と意識啓発に努めます。	
「ワーク・ライフ・バランス」の推進	加東市企業人権教育協議会の社員研修会において、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画を視点において研修を充実させ、企業啓発を行います。また、広報活動に努めます。	人権協働課
育児休業・介護休業等取得制度の定着促進	育児休業取得についての職場の理解を深めるため、広報紙やパンフレット、ポスター等の活用をはじめ、さまざまな機会を通じて意識啓発に努めます。また、男性も含めた育児・介護休業制度の周知と活用促進を図ります。特に、行政機関から率先して、育児休業や育児短時間勤務などを取得しやすい職場環境づくりを推進し、部分休業や育児短時間勤務などの取得向上に努めます。	人事課 商工観光課 人権協働課
育児短時間勤務制度等の活用促進	育児や介護をしながらでも、無理なく仕事が続けられるような職場環境づくりを推進し、行政機関から率先して活用を促進します。	人事課

具体的な施策② 男女共同参画の家庭への啓発

「家事・育児は女性の仕事」という固定的な性別役割分担意識が、いまだに残っています。今後も引き続き、男女共同参画について学習する機会を提供し、固定的な性別役割分担意識の解消や、男女共同による子育てを推進していきます。



①男女共同参画の家庭への啓発

具体的な取組	内容	担当課
No.65 男女共同による家事・育児の促進	固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、家族が家事、育児等の責任を共に担い、相互に協力できるよう、「第3次加東市男女共同参画プラン」に基づいてセミナー等を充実し、「男女共同参画」について啓発します。	
男女共同参画セミナー	セミナーや研修会の実施や様々な媒体を通じて男女共同参画に関する啓発に努め、固定的な性別役割分担の見直しを促します。	人権協働課

具体的施策3 ひとり親家庭への支援

近年、社会環境や生活環境の多様化、個人の価値観の変化などによる離婚や非婚での出産の増加に伴い、母子・父子世帯が増加しています。

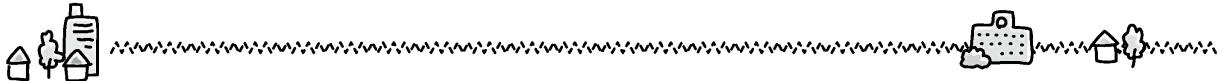
本市では、ひとり親家庭に対する支援として、経済的支援のほか、職業訓練や生活相談など自立に向けた支援を行っています。増加する母子・父子家庭に対して、今後も支援を充実し、子どもが環境に左右されず、健やかに成長できる体制をつくる必要があります。

①ひとり親家庭に対する支援の充実

具体的な取組	内容	担当課
No.66 ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員による相談体制、日常生活の支援、就業支援などを行います。	
母子・父子自立支援員による相談	ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談・指導等、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。	福祉総務課
家庭児童相談員による相談	家庭で児童を養育していくうえでのさまざまな悩み、心配事について相談に応じます。	福祉総務課
自立支援教育訓練給付金	公共職業訓練や職場適応訓練を受ける場合に、雇用保険の受給資格者以外の者であって一定の要件に該当する場合に、教育訓練の受講に係る経費の一部を助成します。	福祉総務課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等	看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。	福祉総務課
No.67 ひとり親家庭に対する経済的支援	各種手当の充実に努め、ひとり親家庭を経済的に支援し、生活の安定、自立支援を目指します。	
児童扶養手当の支給	父母の婚姻解消等により父または母と生計を同じくしない児童を養育している方に手当を支給します。 また、父または母が重度の障がいを有する場合も、同様に手当を支給します。(いずれも所得制限あり)	福祉総務課



母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の経済的自立と、扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金、技能取得資金等の貸付を行います。	福祉総務課
母子家庭等医療費の助成	18歳に達した年度の末までの児童、または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父および児童、遺児の受給対象者に対して医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 (所得制限あり)	保険医療課



基本施策Ⅲ-1 地域の子育て応援の輪づくり

子育てを安心して行うことができるよう、地域での見守りやネットワークの強化を推進し、地域全体で子育てを応援するまちづくりを推進します。

具体的な施策 1 地域のネットワークづくり

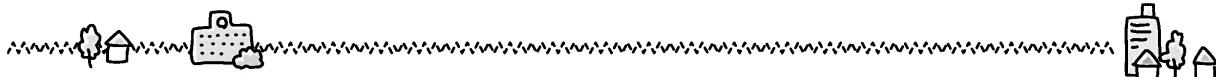
周囲から孤立した子育て家庭を支援するために、すべての子どもを地域全体で育て、見守っていく社会づくりが大切です。

核家族化や近所づきあいの希薄化が進む中、地域全体での子育てを進めるためには、お互いの顔が見える関係づくりが必要です。民生委員・児童委員が中心となり、関係機関と連携しながら地域ニーズの把握ときめ細やかな対応に努めていきます。

また、近年は、かつてよく見られた地域の子ども同士で年齢に関係なく大勢で遊ぶ姿が少なくなりました。さまざまな世代の子ども同士の交流により、友だちとの関わり方や責任感、人の立場に立って考えることを学ぶ機会づくりが大切であるといえます。

①顔の見える地域づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.68 地域交流・助けあい活動の推進	子どもや子育て家庭を見守り、支え合う地域社会づくりに向け、地域との協働による子育て支援の取組を推進するとともに、関係機関・団体の連携を密にし、地域に根ざした子育て支援策の充実を図ります。	
小地域福祉活動	住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発を行います。	社会福祉協議会
活動拠点づくり	地域の活動拠点づくりと見守り活動など、小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発を行います。	福祉総務課 社会福祉協議会
連携の強化	地域内の福祉問題の解決、助け合い活動のネットワークづくりを進めるために、民生委員・児童委員・民生児童協力委員、自治会、婦人会等と協力しながら地域でのきめ細やかな見守り・助け合い活動に取り組みます。	福祉総務課
No.69 子ども同士のつながりの強化	異年齢の子ども同士で学びあえる縦のつながりを強め、豊かな人間関係づくりに努めます。	
たてわり活動	認定こども園、保育所や小学校において縦割りによる活動を行い、年齢や学年を超えた交流を促進します。 また、地区の子ども同士のつながりを強めるため、地区ごとの遊びや活動をさらに増やすよう取り組みます。	認定こども園 保育所 小学校
アフタースクール	子どもの安全を確保し、暖かい見守りに加えて、日々の生活の中で多くの体験を通して健全な育成を図ることを目指します。	こども教育課
ひょうご放課後プラン（地域子ども教室型）	放課後や週末における、スポーツや文化活動等のさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。また、各地区での実施に向けた環境づくりを支援します。	生涯学習課



交流活動の推進	小中一貫校の開校に向け、学級や学年を超えた交流を深めます。また、行事や児童会・生徒会交流等を通して、小学校間及び小中学校間の交流を継続的に実施します。	小中一貫教育 推進室
---------	---	---------------

具体的な施策2 地域の教育力の向上

近年、地域の教育力が「以前と比べて低下している」と感じる保護者も多く、家庭・学校のみならず、地域のさまざまな人たちとの交流や体験を通した子どもの育ちが求められています。

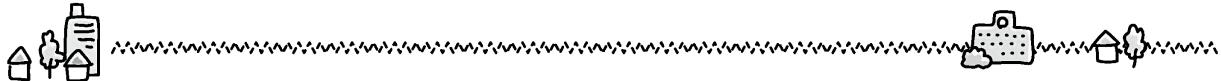
地域活動の活性化により、交流・体験機会を充実するとともに、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの重要性を啓発し、子どもや親子の地域活動への積極的な参加を促していくことも必要です。

①地域の交流を通じた教育力の向上

具体的な取組	内容	担当課
No.70 地域の活動を通じた「子育て力」の醸成	各事業を通じた世代間交流活動等を支援することで、地域の教育力・福祉力を高めます。	
世代間交流事業	認定こども園、保育所、学校、子ども会、自治会等の協働による行事の関係など幅広い年齢層がともに集まる事業を促進します。	生涯学習課 こども教育課
小地域福祉活動	住民相互の自主的な活動である小地域福祉活動推進地区への支援と普及啓発、また未実施地区への働きかけを行います。	社会福祉協議会
スポーツ活動を通じた地域の交流促進	出前講座によるニュースポーツ体験を通じて地域の世代間交流の活性化を推進します。	生涯学習課

②地域の子育て人材づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.71 子育てサークル活動の支援	活動環境や運営方法についての助言を行うなど、自主的な子育てグループの結成を支援します。また、グループが地域の身近な場所で活動できるよう、場所の確保、運営の助言、協力者・ボランティアの調整等の支援を行います。	こども教育課
No.72 サークルを支援する各機関の連携強化	関係機関が情報交換を行うことで、支援の充実につなげます。また、人材育成、サークルの活性化、ニーズの把握を行い、支援方針の統一化を図ります。	こども教育課
No.73 サークル同士による交流の促進	市内の子育てサークルの交流会を実施し、活動の違いを超えた交流の場を提供します。また、各サークルと児童館の連携を強化することで、各児童館の長所を生かせるよう努めます。	こども教育課
No.74 子育てボランティア・子育てサポートーの育成	地域の人材を子育て支援に活用するため、ボランティアの発掘と育成に努めます。また、子育てサークル等において、子育て当事者や子育て経験者が子育てサポートーとして活躍できる環境を整えます。	こども教育課



具体的施策3 情報の提供

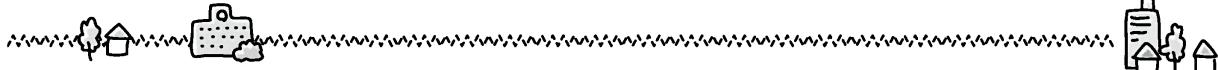
子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや問題を解決していくためには、「サービスや支援に関する情報が適切に行き届くこと」が重要です。

現在、広報かとうやパンフレット、市ホームページ、市ケーブルテレビなど、さまざまな媒体を用いて情報を発信しています。

今後も多様な媒体を活用して広く周知していくとともに、必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細やかな配慮に努めます。

①子育て情報提供サービスの充実

具体的な取組	内容	担当課
No.75 子育て情報の提供	広報紙、ホームページ、パンフレットやチラシなどのさまざまな媒体を通じて、子育てに関する情報や施設、イベントを周知します。	
市広報紙等による子育て情報の充実	毎月広報紙に児童館情報を1ページ使って掲載し、そのほか各種健診や図書館等の情報を適切な時期に掲載します。	秘書室
インターネット・ケーブルテレビにおける子育て情報の充実	ホームページのほかフェイスブックなどのSNSアプリを利用して、市からのお知らせや各施設で実施している事業内容について、情報提供を行います。	秘書室 まちづくり創造課 情報推進室
子ども・子育て支援事業計画の周知	市広報やホームページ、ケーブルテレビ等、多様な媒体を活用し、計画の内容を公開し、市民への周知を図ります。	こども教育課
まちの子育てひろば情報	認定こども園・保育所の情報、まちの子育てひろばの活動や子育てイベントなどのお知らせを掲載し、市内認定こども園・保育所や公共施設、子育てサークル等へ配布またはHPで発信します。	社会福祉協議会



基本施策Ⅲ-2 子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり

子どもを取り巻く住居、遊び場等の整備による生活環境の質の向上を図り、「子育てバリアフリー」の実現を目指します。また、安心して子どもを産み、育てることができる医療体制の充実とともに、子どもを犯罪や交通事故などから守るための取組や、地域での見守り体制を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

具体的な施策 1 快適な環境づくり

子どもが健やかに生まれ育つには、居住空間はとても重要です。子育て家庭がゆとりある良質な住環境で暮らすことができるよう、取り組みます。

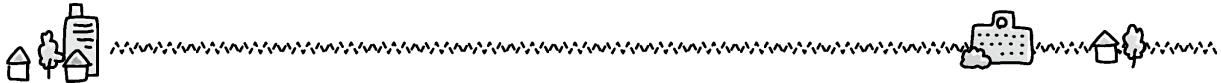
また、地域の公園は子どもの屋外の遊び場としてばかりでなく、地域住民の憩いの場として大切なものです。それぞれの地域性に配慮した整備が必要であることから、地域全体の協力のもとで進めることが大切です。

①良質な住環境確保のための支援

具体的な取組	内容	担当課
No.76 ゆとりある住環境確保のための支援	子育て家庭がゆとりある良質な住環境を確保できるよう支援します。	
定住を促進する住宅地の供給	各種土地利用制度等を地域と協働で導入することにより、子育て家庭にとっても住宅地を確保しやすくなるような施策を推進します。	都市政策課
市営住宅の整備・供給	住宅に困窮する低所得の子育て家庭がゆとりある居住環境を確保できるよう、計画的に修繕を行い、良質な市営住宅供給に努めます。	都市政策課
空家を利活用した住宅の提供支援	低予算での購入・賃貸が困難な空家の子育て家庭への情報提供とマッチングを積極的に行い、ゆとりある子育て環境づくりを支援します。	都市政策課
住まいの耐震化の支援	昭和56年以前に建築された住宅に対する耐震診断・耐震改修助成制度の普及啓発および促進に努め、安全・安心な住環境づくりを支援します。	都市政策課

②子どもがのびのびと過ごせる遊び場づくり

具体的な取組	内容	担当課
No.77 公園の整備促進	子どもたちや親子が身近で楽しめる遊び場となるよう、整備や経年劣化した施設の修繕、改修等に努めます。	
地域に即した公園の整備	公園については、既存施設で需要を充足していることから、新規設置の計画はありません。ただし、道路事業と合わせたポケットパークは必要に応じ設置ていきます。区画整理事業等により新たに設置する場合は、地域の実情に即した公園を、地域との協働のもとに整備します。	土木課
遊具の設置等の整備	遊具等の安全点検を定期的に実施し、劣化や損傷の進行を未然に防止する対策を講じるとともに、劣化が進行している遊具から計画的に更新します。	土木課



美しい遊び場環境の提供	公園の定期的な清掃や除草、高木の剪定や芝生の刈込を行い、景観的に美しく、清潔な遊び場環境の維持に努めます。	土木課
-------------	---	-----

具体的な施策2 安心・安全な環境づくり

子どもが地域で安全・安心に暮らしていくことができる環境づくりは、次代を担う子どもの育成において欠かせない重要な課題です。

医療環境については、いつでも、だれでも、安心して医療が受けられる体制整備が重要です。医師確保に努めるとともに、広域的な取組により、安心して受診できる環境整備を進めます。

また、近年、子どもが被害にあう交通事故や凶悪犯罪が増加しています。子どものかけがえのない命を守るために、園外活動および通学路の安全確保や防犯活動の推進に積極的に取り組んでいきます。

①小児医療の充実

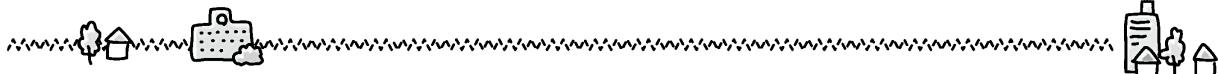
具体的な取組	内容	担当課
No.78 広域的な小児救急医療体制の整備	加東健康福祉事務所、医師会など関係機関との連携を行い、地域における医療体制の推進を図ります。加東市民病院では、今後も地域住民が安心して暮らせるよう、小児科診療を継続していきます。	健康課 加東市民病院
No.79 かかりつけ医づくりの推進	かかりつけ医を持つことの必要性や適正受診、救急医療体制について、新生児訪問や乳幼児健診等で周知・啓発を行います。	健康課

②有害環境の浄化

具体的な取組	内容	担当課
No.80 有害図書自動販売機の設置防止	有害図書等自動販売機の設置防止や監視を行い、健全な環境づくりに努めます。	青少年センター

③公共施設・道路環境の整備

具体的な取組	内容	担当課
No.81 道路の段差解消	市内の幹線道路において、子どもの通行や車椅子、自転車などの利用に支障をきたす箇所については、兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた改善を順次実施します。今後の整備にあたっては、利用状況の把握に努め、緊急を要する箇所、公共施設周辺など利用者の多い個所から計画的に改善を進めます。また、国・県道についても、管理者に改善を要望していきます。	土木課
No.82 施設のバリアフリー化	子育て中の家庭が安心して生活できるよう、公共施設のバリアフリー化に努めます。	関係各課

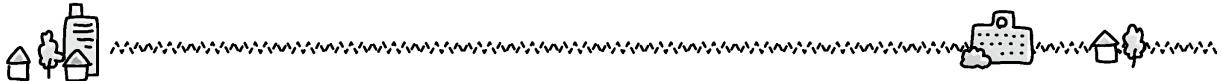


④子どもの交通安全の確保

具体的な取組	内容	担当課
No.83 通学路の安全確保	子どもが交通事故の被害に遭わないため、学校・PTA・地域住民と連携を図り、要望や通学路および認定こども園・保育所の散歩コース等の見回り結果に基づき、カーブミラー・啓発看板・標識の設置を進めるとともに、必要な交通規制や信号機の設置を警察に要望し、交通事故から子どもを守るための安全確保を図ります。	
交通安全施設の整備	通学路にある見通しの悪い交差点などに、カーブミラーの設置を進めます。また、事故多発箇所等には、注意喚起看板や啓発看板の設置を進めます。	防災課
No.84 交通安全推進活動の充実	児童・生徒に対する交通安全教育を充実するとともに、運転者等に対する交通ルール、交通マナーの向上について、警察・交通安全協会と連携した啓発事業を推進します。	
交通安全推進活動への助成	各地区の自治会、シニアクラブ等の団体による交通安全推進活動に対し、活動に必要な経費の補助を行うことで、活動の充実を図ります。	防災課
交通安全教室の実施	警察や交通安全協会と連携し、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校での、啓発ビデオ鑑賞や信号機を使った歩行訓練、自転車の正しい乗り方の指導などを行います。また、通学時の自転車指導を実施するほか、生徒に交通安全効果の高い自転車用反射板を配布します。	防災課

⑤子どもを犯罪被害から守るために活動の推進

具体的な取組	内容	担当課
No.85 防犯灯・防犯カメラの設置	市内の小・中学校の要望を基に、通学路等への防犯灯の整備を進めます。また、新たな対策箇所の調査を実施し、さらに通学路の安全確保を図ります。また、主要な通学路や公共的空間で不審者出没情報のある箇所等に、防犯カメラの設置を進めるとともに、自治会での防犯カメラ・センサーライトの設置に対し、補助金を交付します。	防災課
No.86 防犯に関する情報提供	兵庫防災ネットの携帯電話メールサービスを利用した「かとう安全安心ネット」による犯罪・防犯情報の配信、ケーブルテレビ等による情報提供を実施します。認定こども園、保育所、幼稚園、学校等を通じてチラシを配布するなど、メールサービスへの登録を促進します。	防災課
No.87 防犯対策の推進	児童・生徒に対し、防犯ブザーの携帯や、集団登校・集団下校の実施による安全な登下校を指導するとともに、個々の危機管理能力を高め、自分の身は自分で守る意識を定着させていきます。	学校教育課 青少年センター



No.88 保育所・学校等の安全対策の推進	認定こども園、保育所、学校内の防犯設備の整備・点検等を行い、安全な環境づくりに努めるとともに、県警ホットラインや非常ベル通報器、防犯カメラなどの防犯設備を整備し、園・校内の巡視の強化、危険個所の点検などに取り組みます。また、教職員等の防犯意識の高揚のため、講習会を実施します。	教育総務課 学校教育課 青少年センター こども教育課
No.89 地域ぐるみの防犯活動	「子ども110番の家」などの、子どもの駆け込み場所の設置や、まちぐるみ防犯グループ活動を通じ、子どもたちへの声かけ・見守り活動を行うことで、地域の子どもたちは地域で育てるという意識を高め、地域の防犯力の向上を図ります。	
まちづくり防犯グループ活動	各地区の自治会、シニアクラブ、婦人会、PTA等の団体によるまちづくり防犯グループに対し、活動に必要な経費への補助金を交付することにより、支援を行います。	防災課
防犯パトロールの実施	通学時間において、青色回転灯を灯火した公用車による防犯パトロールを行います。	防災課 青少年センター
子ども110番の家	子どもがトラブルに巻き込まれそうになったときに逃げ込める一時避難場所として、「子ども110番の家」を地域の民家や商店、公共施設等に設置します。また、制度や場所の詳細についてPTAに啓発していきます。	学校教育課 青少年センター
No.90 青少年の健全育成活動の推進	青少年の健全育成を阻害する問題を早期に解決するため、地域と連携しながら、通学路の安全確保や補導活動などに取り組みます。特に、有害なネット環境から子どもを守るために、「加東市ネット見守り隊」を中心に、地域・学校・保護者と連携しながら、さまざまな取組を進めていきます。	学校教育課 青少年センター
No.91 防犯意識の高揚	防犯意識の高揚のため、市内の危険個所についての情報提供や、市の広報誌、チラシ等を活用した啓発に努めます。	防災課
No.92 防犯ネットワークの形成	防犯活動を行っている各種団体、機関の連携を密にし、総合的な防犯協力体制づくりを強化します。	関係機関

